

事務連絡
平成24年9月5日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局 振興課
老人保健課

ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）
における食費の設定について

平素より、高齢者施策の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。
標記については、平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL.2）において示しているところですが、周知徹底を図るため、再度送付させていただきます。各都道府県等におかれましては、下記の内容を管内の市区町村に周知していただきますとともに、管下の介護サービス事業者、関係団体等に対して幅広く情報提供をしていただくようお願い致します。

記

ショートステイは、特に入退所日を中心に一日当たり一食又は二食の利用にとどまる事が多く、食費はその対価に対して支払うべきであるが、一部の介護サービス事業所において食費を一食ごとに設定されていない現状である。

平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL.2 平成24年3月30日）問42のとおり、食費は原則として一食ごとに分けて設定し、提供した食事分のみ徴収すること。また、その場合の補足給付の取扱いについても、Q&Aを参考に、適正に取り扱うこと。

(参考) 平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A (VOL. 2) (平成 24 年 3 月 30 日)

【補足給付】(※今回の報酬改定以外)

○ 食費の設定

問 42 食費の設定は、朝食、昼食、夕食に分けて設定すべきか。また、そのように設定した場合の補足給付はどのようなになるのか。

(答)

食費は利用者と施設の契約により設定するものであり、朝食、昼食、夕食に分けて設定することも可能である。特にショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、入所の期間も短いことから、原則として一食ごとに分けて設定する。

利用者負担第 4 段階の方について、一食ごとの食費の設定をする場合には、利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方についても一食ごとの食費の設定になるものと考えるが、その際の補足給付の取扱いについては、一日の食費の合計額について、補足給付の「負担限度額」に達するまでは補足給付は行われず、「負担限度額」を超える額について補足給付が行われることとなる。

具体的には、例えば、朝食 400 円、昼食 450 円、夕食 530 円と設定した場合、利用者負担第 3 段階の方であれば、食費の「負担限度額」は 650 円であるので、朝食のみ（400 円）の場合は補足給付は行われず、朝食と昼食（850 円）の場合であれば「負担限度額」との差額 200 円が補足給付として支給される。

※ 平成 17 年 10 月 Q&A (平成 17 年 9 月 7 日) 問 47 は削除する。